

化学製品製造に係る規制対象施設の排出基準値（案）

施設	基準値
化学製品製造の用に供する乾燥施設	600ppmC

（理由）

化学製品製造の用に供する乾燥施設における排出ガス処理としては、現在のところ、フレアスタックでの燃焼、吸着等による処理方法がある。

フレアスタックで燃焼処理が行われる場合、VOC の排出はほとんどないと考えられる。また、環境省による排出ガス濃度実測調査等では、吸着処理を実施している事例が 2 施設あり、処理を行う前の排出ガス濃度は 4,200ppmC 及び 5,800ppmC、処理を行った後の排出ガス濃度は 1,300ppmC 及び 1,160ppmC（処理効率 70～80%）であった。これらの事例について維持管理の改善等により処理効率を 90%程度まで向上させた場合、排出ガス濃度は 430～580ppmC 程度まで低減されると期待できる。

これらのことから、適用可能な技術を用いた場合の排出ガス濃度は 600ppmC 程度まで低減可能と考えられることから、排出基準値は 600ppmC とすることが適当である。

（基準の適用）

排出ガスをフレアスタックで燃焼処理する場合には、処理後の排出ガスの測定が不可能である。この場合、VOC の排出はほとんどないと考えられることから、処理が行われていることをもって、実際に測定しなくても排出基準を満たすものとみなすことが適当である。

一つの施設に複数の排出口がある場合には、排出口によって排出ガスの VOC 濃度が大きく異なることがある。従って、このような場合には、各排出口からの排出ガスの濃度を排出ガス量で加重平均した値をもって排出基準値への適合を判断できることとすることが適当である。

複数の吸着塔で VOC の吸着・脱着を交互に行う方式の吸着装置などの事例では、吸着塔の切り替えの際などに、ごく短時間に限り高濃度の排出が生じる場合がある。このようなやむを得ない特異的な排出については、現行のばい煙発生施設の例にならい、測定範囲から除外することが適当である。

(参考資料)

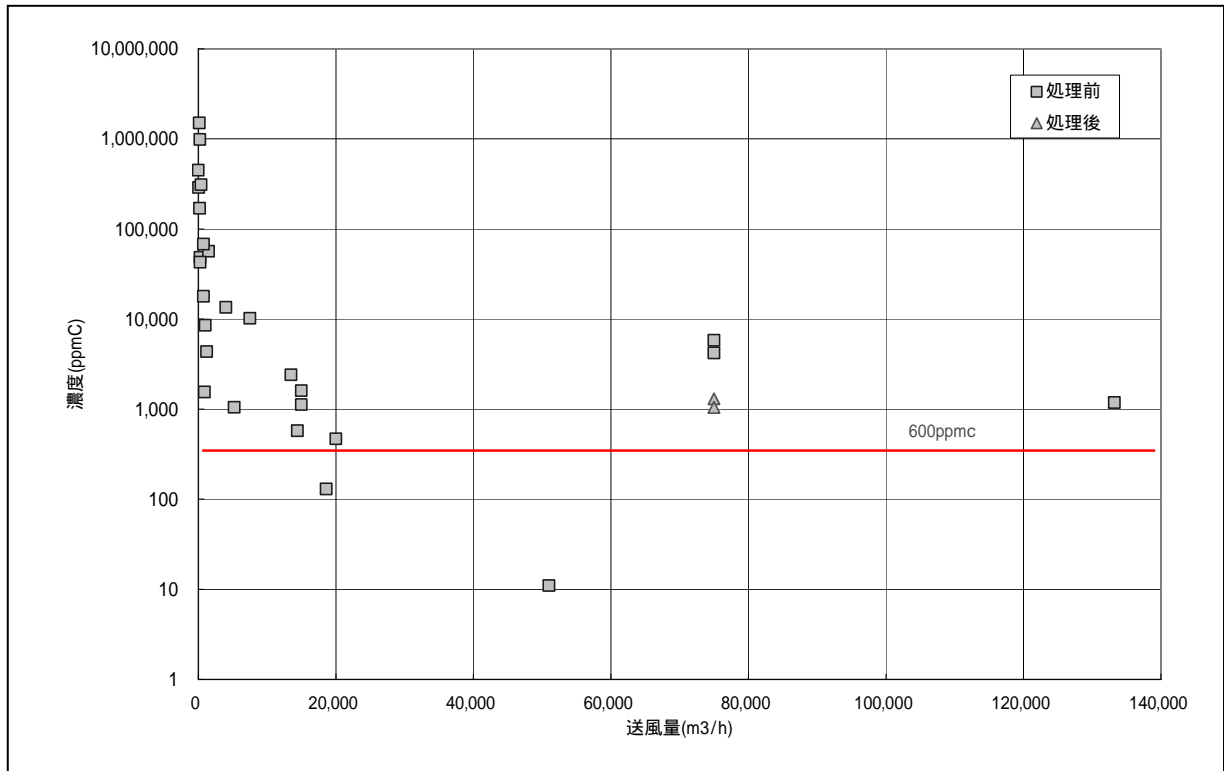


図 化学製品製造の用に供する乾燥施設における裾切り指標と濃度の関係

(環境省実測調査、業界提出資料より作成)